

成年後見制度に係る新潟市長による審判の請求に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障がい者及び知的障がい者（以下「本人」という。）の支援を図るために、市長が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条の規定に基づき、民法(明治29年法律第89号)第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判請求(以下「審判請求」という。)を行う場合について、必要な事項を定めることを目的とする。

(審判請求の範囲)

第2条 審判請求は、原則として新潟市内に居住している者を対象とする。

ただし、市内に居住する者であって、他市町村の措置・援護等の被実施者又は現在地が市外である者であって、本市の措置・援護等の被実施者の場合は、関係自治体と協議を行い、本市が審判請求を行うことが適当な場合には、本市が審判請求の手続きを行う。

(審判請求の調査等)

第3条 市長は、審判請求を行う必要性を判断するに当たっては、次の各号に掲げる事項の調査を行うものとする。

- (1) 本人の事理弁識能力の程度
- (2) 本人の生活状況及び健康状態
- (3) 介護保険サービスその他の高齢者福祉サービス及び障がい福祉サービス等の利用やこれに付随する財産の管理などの日常生活上の支援の必要性
- (4) 本人の配偶者及び二親等内の親族(以下「親族等」という。)の存否
- (5) 親族等による本人への支援の可能性及び当該親族等が審判の請求を行う意思の有無
- (6) その他市長が確認を必要とする事項

2 市長は、前項の調査結果を総合的に判断し、審判請求を行う必要があると認められるときは、審判請求を行うものとする。

(親族等への情報提供)

第4条 前条第1項第5号において、市長が親族等に対して当該親族等による支援又は審判請求を行う意思確認を行う場合には、必要に応じて、本人の状況等の情報を新潟市個人情報保護条例(平成13年3月30日条例第4号)に定める範囲内において当該親族等に提供することができる。

(審判請求の手続)

第5条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等は、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第6条 市長は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用(以下「審判請求費用」という。)を予め負担する。

(審判請求費用の求償)

第7条 市長は、前条の規定により市が負担した審判請求費用について、本人に負担できる能力があると判断したときは、当該費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定により、家庭裁判所に対して当該費用の求償に係る申立を行うものとする。

2 市長は、家庭裁判所が成年後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)を選任し、審判請求費用を本人の負担とする審判をしたときは、次の各号のいずれかに該当する者を除き、後見人等を通じ、本人に対して当該費用の全部又は一部を求償するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく被保護者

(2) 審判請求費用を負担することで、生活保護法の基準を下回る者

(3) その他、審判請求費用の求償を行っても、支払うことが困難であると市長が認めた者

3 市長は、審判請求費用の根拠となる領収書等を保管し、後見人等に当該費用を求償する際の資料とする。

(審判請求費用の求償手続等)

第8条 市長は、前条第2項の規定により本人に対し審判請求費用の求償を行う場合は、後見人等が選任された日から起算して90日以内に後見等開始審判請求費用求償決定書(別記様式第1号)により本人に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱の実施について、必要な事項は市長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

後見等開始審判請求費用求償決定書

本市が、後見等開始の審判請求にあたって要した費用について、家事事件手続法第28条第2項に基づき、下記のとおり納付願います。

【 事件の表示: 年(家)第 号 】

記

1 審判請求内容

(1) 氏名

(2) 住所(又は居住)

(3) 審判の種類 後見開始 保佐開始 補助開始

2 請求金額

(1) 申立手数料 円

(2) 登記手数料 円

(3) 郵便切手代 円

(4) 診断書料 円

(5) 鑑定料 円

(6) その他() 円

3 納期限 年 月 日

4 納付方法

同封の納入通知書により、金融機関で納付してください